

議 長	<p>会議を再開します。 (午後 3時05分)</p> <p>先ほど、杉本まちづくり推進課長の答弁の中に訂正があるという事なので、発言を許します。杉本まちづくり推進課長。</p>
番外杉本まちづくり推進課長	<p>失礼致します。冒頭のですね、説明の時にですね、私は第5次川本町総合計画について、これは間違いですけども平成22年から30年までと言いましたが、これは24年から33年度までの10年間でございます。たいへん失礼致しました。申し訳ございません。</p>
議 長	<p>それでは、圓山議員の一般質問を行います。8番圓山議員。</p>
8番 圓山議員	<p>しんがりでございます。通告順に従いまして一般質問を致します。</p> <p>わんぱくの森について聞きたい。文化財を有する町有林(円山)について、頂上には県の文化財「丸山城跡」がありますが、何人かは何十人かは訪れる場所であります。そうしたところに子供を対象にした遊具が設置されておりましたが管理不十分で事故があり、やむなく閉鎖、遊具の撤去に至る。しかしまだ展望台が残っております。その展望台が随分と腐食が進み危険を感じるという状態ではあります、これは修理をするか撤去するか、何れか解答を求めます。更に、もう少し上がって頂上付近には未だ遊具が3箇所ぐらいあります。これも結論を出していただきたい。</p> <p>2番目でございます。墓地の改葬について尋ねるものであります。地方分権でいま役場が認可を出しているが1年間に何件発行してるか、数を尋ねるものであります。併せて新設の墓地についてもお尋ねを致します。</p> <p>昨今、墓地じまいと称して墓地の移転が行われております。相談されることに対しては「役場の許可がいりますよ」と教えていますが、年間どのくらい許可申請が出ているのか尋ねます。</p> <p>また、新設の墓地の許可はどうなっているのかも尋ねます。例えば、わずか何日間で施工されているような業者さんも見掛けますけども、そうした状態で本当に許可が取れているんだろうかというふうに懸念されているものもあります。その辺を併せてお聞きします。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、圓山議員の「わんぱくの森について聞きたい」に対する、答弁をお願いします。番外湯浅産業振興課長。</p>
番外湯浅産業振興課長	<p>それでは、圓山議員の「わんぱくの森について」お答え致します。</p> <p>県指定史跡丸山城跡のある円山は、平成2年度から3年度にかけて設置した頂上付近を中心とした丸山森林浴公園と平成10年度に完成した、中腹部にあります、わんぱくの森公園があります。</p> <p>わんぱくの森公園には現在、管理棟や東屋、トイレ棟及び議員ご指摘の展</p>

番外湯浅産  
業振興課長

望台がございます。この展望台は、柱の腐食や、階段の腐食もあり、かなり老朽化している状態です。山城好きな方や写真の趣味の方、イベントなどで利用されたこととお聞きしております。山頂の城跡に登るルートにもなっておりますので、来場者の方の安全を考え、補修や一時利用停止などの対応を考えていきます。頂上付近の丸山森林浴公園には、東屋と炊飯用の施設、遊具がございます。いずれも30年近くたっているものであり、特に遊具などは、子供が遊ぶことについては危険であるといえます。

丸山城跡は平成28年に県指定史跡に指定されましたが、島根県文化財課の事前現地確認では、史跡の管理とは関係のないこのような施設については撤去が望ましいとの指摘を受けております。早急な撤去は必ずしも必要ありませんが、登頂者が利用することがないようにするとかの措置は必要であろうかと考えております。また、現在の川本町及び川本町観光協会のホームページの画面の最上段には、この丸山からの雲海の画面を載せております。町内での代表的な風景の一つでもあると認識でありますので、今回のご指摘の件、対応を検討したいと考えております。以上です。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

私もボランティアの一員でありまして、年間5、6回は登っておりますが、そうした中であつた危険な遊具があります。過去、あそこにあつた遊具は円筒形のすべり台がありました。これは事故を起こしました。もう一つは芝そり、芝スキーですか、芝そりですか、ここでも事故がありました。これは全部人身事故です。そのすべり台というのはこういう丸いトンネルになっていまして、これも事故があつた。子どもが上がってきまして、上から滑って、その円筒形の中にこういう赤蜂の巣があつたんだそうです。逃げるのに逃げられん状態で刺された。これは事故なんです。これもね役場の管理が悪いと言われればそれは可哀想ですけどね、そのすべり台の筒の中に赤蜂が巣を作っていたんです。それで結局、このすべり台も撤去しました。それから芝そりもしなくなつた。あれは鎖骨を折つたっていう事故ですかね。何れにしてもそういう事故がありました。それで今、この間、12月の2日に観光商工課、あそこが天空のレストラン、ちょっと興味があるから顔を出したんです。15、6人居られましたかね。朝5時半からですよ、「どがあして(=どうして)来るん」って言ったら、因原へ集合してそれから因原を6時に出発して車で上がってくるんだと。行ったら足下を照らす電球が設置されていましてね、「わぁ頑張るな」と思って。それで15、6人。その中に女の方がね5、6人居られました。やはり交流人口を増やす為にあつて各課が頑張つてやっているんですね。ところが昔から前から言つてたんですけども、あそこには今トイレが無いんです。それで昔のようなトイレでなくして、もっと軽便な、もっと格好の良いのがあるんだろうと思いますけども、男性は6時から8時まで居っても2時間。ただ普通の日と違って寒いんですよ。女性

8番  
圓山議員

なんか或る意味じゃ大変じゃないかなと思ったり。だからそういう必要なものは、当然あってしかるべきですが、あそこにある展望台、もう櫓がグラグラしてますしね、その手すりも皆折れるんです。前にこうすれば。それにこれは擬木でないですから本当に木ですからね、それは壊れるんですよ。それに何気なしにこう前へ座って壊れていくとかね。そういうふうな危険を感じるもの。これは絶対撤去すべき。若しくは直すべき。どっちが良いかなと言ったら、僕は直した方が安くあがるような気がしますが、その辺は如何でしょうか。それともう一点、上の遊具についてはターザンロープみたいなのがありまして、それから何ですかね分かりません、もう3つぐらいあります。これはもう完全に撤去されたら良いんじゃないかなという気がしますが、それは撤去したら必ず下へ持って下りて下さいよ。途中で山の中へ突っ込んだりしないで、というふうな撤去をしていただきたいと思います。はい、お願いします。

議 長

はい、番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産  
業振興課長

展望台の件につきましては、初めに回答致しましたように利用客がある程度居られて景色も良くて、写真写りも良いという事で幾らかの利用客の方が居られるようです。天空の朝ご飯というような、そういうイベントも観光協会の方でやっております。ですので今後、どのように観光、産業振興課サイドで言いますと観光の方でそれを活用していくのかというのは、もう少し考えさせていただいて、撤去するのが良いのか、もう少し観光面で活用していく。そうするとその東屋といったものが活用出来るのかどうか、ちょっとそこら辺はもう少し検討させていただいて、対応させていただきたいというふうに思います。

議 長

はい、番外瀬上教育課長。

番外瀬上教  
育課長

もう一つ、丸山城の遊具の件でございます。先ほど湯浅課長の答弁にもありましたけれども県指定を受けた時に撤去は望ましいという事が言われております。急がないという事で、こちらの方も未だそのままにしておるところですけれども、予算の確保をして対応するよう検討していきたいと思っております。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

残して欲しいものと撤去して欲しいもの、意外とハッキリとしていると思うんですけど、やはり交流人口を増やすという中で、やはり来ていただきたい。それで来ていただくためには最低ここまでは要るだろう。しかも展望台等々は撤去する費用よりかは僕は直した方が可成り安価だというふうに感じますが、出来れば8月までとかね、3月までとかね、そういうふうな期日を

8番  
圓山議員 切って返事がいただければ、私も帰って報告するところがありますので、出来れば返事をいただきたいです。以上。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産  
業振興課長 現在、予算要求の時期になっておりますが、今月の26日で要求時期最終日という事なんです、もう少し検討させていただければというふうに思います。観光でどのように利用するのか、或いはどれぐらいお客さんがあって観光町のPRというところで、どのように活用していけるのかという事はもう少し検討したいなというふうに思います。以上です。

議 長 再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員 出来るだけ早く望んでいる答えが欲しいと思いますので、よろしく願い致します。終わります。

議 長 以上で、1項目めの「わんぱくの森について聞きたい」の質問を終了します。

々 次に、2項目めの「墓地の改葬について尋ねる。地方分権でいま役場が許可を出しているが1年間に何件発行しているか数を尋ねる。併せて新設の墓地に関しても尋ねる。」に対する、答弁をお願いします。  
番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長 圓山議員の「墓地の改葬について尋ねる。地方分権で今、役場が許可を出しているが、一年間に何件発行しているか数を尋ねる。併せて、新設の墓地についても尋ねる」についてお答え致します。  
はじめに、川本町墓地、埋葬等に関する法律施行条例及び、施行規則等に基づく墓地の新設等につきまして、近年の申請状況を申し上げます。  
平成28年度は、「新設」1件、現在の場所から別の場所へ移動する「改葬」5件、「廃止」1件。29年度は、「新設」2件、「改葬」8件、「廃止」3件。今年度は、11月末現在、「新設」1件、「改葬」6件、「廃止」3件となっております。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員 ありがとうございました。数についてですね、これは更に高良議員じゃないですが弓市、因原、三原というような仕分けは出来ませんか。もしそれで、この地域ではどのぐらいっていうのが分かればもっと親切なんです。それともう一つ私の経験の中で、今、改葬、いわば墓じまいというのが随分多い

8番  
圓山議員 　　んです。それで未だ墓がある間は、川本町に三原に帰ってきますけど、全然三原にも川本町も帰りたくないという人は、墓を綺麗に整理してしまう。そうすると全く縁の無い町になってしまう。そういう人間がどこにいるかと言うと広島にいる、大阪にいる、もう三原から皆、墓は無いんです。その場合は綺麗に改葬の手続きをしてから綺麗に整理をして、自分の住んでいる地域へ持って帰ったりね。そうすると人口は減るっていうよりか、完全に家が無くなってしまいます。こうした改葬をされる場所は未だすごく私は良心的だと思うんです。中には放っておいて知らん振りしているのが随分中にはあるんですから。そういう意味で本当にその相談がある方に対しては、私はそういうふうに指導するようにしてますけどね、役場へ行って相談しなさい。役場へ行って手続きをしなさいっていう事は言ってますけども、どうも数をみるとそうでないようなところも偶に見掛けるような気がせんでもないものですから、少しその数の小分けをお聞きしたいと思います。

議　長　　　　番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長　　先ほど件数を申し上げましたけれども、現在、手元に地域ごとに分類しておる仕分けしたものはございません。申し訳ございません。

議　長　　　　再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員　　　それは、後で教えていただけますか。個人情報になりますでしょうか。

議　長　　　　先に答弁。  
                  (「要ります」の声あり)  
                  要ります、はい。番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長　　かなり件数が少のうございまして、ちょっと状況によっては分類した結果、地域なりより個人が特定される場合もございまして、それについてはもしそういうふうな事が見込まれるようであれば、地域ごとのものは公表は控えさせていただきますらと思っております。

議　長　　　　再質問ありますか。はい、8番圓山議員。

8番  
圓山議員　　　地域っていうのは大きな縛りの中でやるんでしたら、僕はこれは個人情報にはならないと思うんですけども、どうしてもそれでも個人情報だと仰いますか。

議　長　　　　先に答弁を。  
                  (「はい、いただきます？要ります？」の声あり)

議 長	番外高良町民生活課長。
番外高良町 民生活課長	また分類の結果を踏まえてお答えの方を対応していきたいと思っております。
議 長	終わられますか。再質問ありますか。 （「あとで聞きます」の声あり） 8 番圓山議員。
8 番 圓山議員	それでその許可を当然出されている訳ですけど、その許可を出していないだろう、若しくは許可を取らずにやっているところがあるとすれば、それに対するペナルティーっていうのはありますか。墓埋法の第3条なんか墓地以外に埋葬してはならないとあります。ですから墓地の定義というのは1つの基本的になんなんですか。墓地であれば埋葬しても良いけども、墓地以外には埋葬はしてはいけないというのが書いてあります。
議 長	番外高良町民生活課長。
番外高良町 民生活課長	ご承知のように墓地の定義につきましては、その墓地、埋葬等に関する法律で定義されております。それで先ほどご質問のありました、先ず罰則の方でございますけれども、これは無許可の場合には、その「墓地、埋葬等に関する法律」において、6 カ月以下の懲役、または5 千円以下の罰金という罰則規定が設けられてございます。町と致しましてはそういった仮に情報を把握致しましたら町の管理します墓地台帳と照らし合わせまして、所有者と把握出来る状況のものにつきましては、条例等に基づいて先ずはきちんと手続きをしていただくように指導していきたいと思っております。
議 長	再質問ありますか。8 番圓山議員。
8 番 圓山議員	是非とも的確な指導をお願いしたいと思います。それで基本的に墓地であるという事は当然、役場の許可をいただいて新しく作ります。それで許可があれば、じゃあ墓地かと言ったらそうじゃないでしょ。その許可に基づいてお墓を作ります。更にそのものを登記する事によって初めて墓地という形になるんだと思います。許可はある、物はある、登記が無いというのは、墓地ではないと思います。そうすると墓地台帳そのものには、当然登記のあるものが登記されているものが載っているはずですよ。しかもその番地が付いてね。だから発行される時には許可証の発行で埋葬する場所というのが何番地まで書いてあるはずですよ。それが墓地であるという証拠になるんですけども、じゃあみんなそれが登記してあるかどうかという問題。或る自治体に行きますと許可は出します。ただし末尾に登記はする事っていう条件が付いて

8番  
圓山議員

いる。だから自治体によってその指導法が随分いろいろあるかと思いますが。そうした中で川本町がじゃあどういう指導をしてるんだっていう事。登記はしなくても墓石が座っていれば良いですよっていうのか。いや川本町はそうですって言えばそれはそれでも良いんです。登記にまで求めないのではね。ところが工事なんかで造成する場合、移転をする場合はね、登記が無くても墓石があれば墓地として見なされれば、それに対する補償はしますでしょ。ところが地籍調査というのが川本町にはありましたよね。地籍の段階で現状登記してますから、登記の無い墓地も地籍の時に全部墓地になってるんです。そういうのが随分あります。だからそれは所有者もお金を使わずして経費を掛けずして、その地籍調査で皆、墓地にしてもらったという例はたくさん有ると思いますが、何れにしてもそれは登記があります、してあります。それで最終的にこの改葬する場合、墓地の廃止届けまで出しているかどうか、だから墓地っていう登記があれば、当然廃止届けという事も可能だし、資料も多めですけど、何にもない場合、その墓石だけ撤去してね、もう退きましたって言われても、私たちはその手伝いをするんですよ。手伝いするっていうのは可笑しいですが、まあ来て下さいって言われれば行きますよ。行きますけども謄本の確認までは私たちはしませんからね。ところがもしそれが登記までしなくちゃいけないっていう事になると私たちは違法なものに対する幫助をしているんじゃないかという気がしないでもない。だからその辺を町として許可を出す方がはっきりと明確に、うちは登記までして初めて墓地として認めるんですよというような事があれば、答弁をいただきたい。

議 長

番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長

現状を申し上げますと、現在ご相談の段階で手続きの一連の中で登記等々のお話はさせていただいております。ただ実態としてはその後の追跡確認と言いますか、最終確認まではしていないというのが現状でございます。何れにしましても今、お話いただきました新設に始まって廃止も含めてですね、現時点で必ずしも周知等が町民の方への周知等が十分というふうには思っておりません。しっかりこれから周知も行いながら、町民の方へ適正な手続きを踏んでいただくよう、ご理解を求めていきたいと思っております。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番  
圓山議員

前の課長さんでしたかね、広報誌に書きましたよね。墓地にはこういう手続きが要りますよと。広報誌の下の方に書いてありました。あの影響がどれぐらいだったか知りませんが、あまり広報誌に手続きが要りますよ云々と言っても、皆さん読まれてないんじゃないかなという気がしないでもないです。ただこうして一般質問で取り上げますとね、聞きたくない人間は聞きますから。それで今言ったように指導するんじゃなくして、もう許可を出

8 番  
圓山議員 さない。だから登記をするっていうのは条件であれば、最後には謄本を出して下さい。それで確認をします。だからそれが出てこなければ許可はしませんっていうぐらいまで、きついペナルティー、当然ですけども。だから反対に廃止すれば墓地の抹消届け、それを提出する。そこまでしないと確認が取れないと思います。答弁をお願いします。

議 長 はい、番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長 この事務に関しては市町村の方に権限が移譲されておりますので、ただいまいただきましたご意見も踏まえて、またどういった対応が川本町にとって適切であるか、また検討していきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。8 番圓山議員。

8 番  
圓山議員 是非とも正しいやり方でやっていただきたい。そんなに難しいことじゃないと思います。手続きそのものには別にお金が掛かるわけじゃないですから、ただ係るところもありますけどね。登記をすとかね、その辺がちょっと大変かなと思いますけども、手続きそのものにはぜんぜんお金が掛かる訳じゃないですから、面倒かも分かりませんが、しっかりとそういうふう<sup>に</sup>に指導してそれに至らない物は許可を出さないと。過去、自治体がその権限をもっているんですから川本町は川本町での権限をもっているんですから。それを守っていただきたい。????新しい墓が見えたりしておりますけれども、いやあれはどうかなと考えますけどね。いろん<sup>な</sup>ところでそういうロケーションを見ます。それで結局それを現地で調べるっていう事は縦しんばしないまでも完了しましたっていう完了登記っていうものを出させて終わるっていう事をしていただきたい。お願いを致します。

議 長 先ほど答弁致しましたが、それでよろしいですか。  
再度、答弁いますか。  
〔結構です〕の声あり)

々 はい、以上で2項目めの「墓地の改葬について尋ねる。地方分権でいま役場が許可を出しているが1年間に何件発行しているか数を尋ねる。併せて新設の墓地に関しても尋ねる。」の質問を終わります。

々 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終了します。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。  
長時間にわたり、お疲れ様でございました。 (午後 3時32分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員